|  |
| --- |
| **サークルの会則** |

|  |
| --- |
| ○○サークル 会則  （名称）  第1条　本会は、○○サークルと称する。  （事務所）  第2条　本会の事務所は○○とする。  （目的）  第3条　本会は、○○の向上に努めることを目的とし、令和○年○月○日設立する。  （事業）  第4条　本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を実施する。  （１）○○管理  （２）○○事業  （３）○○を行う  （役員）  第5条　本会は、次の役員を置き、任期は○年で、再選は妨げない。  （１）会長　　○名  （２）副会長　○名  （３）会計　　○名  （役員の職務）  第6条  （１）会長は、本会を代表しその事業を総括する。  （２）副会長は会長を補佐し、運営にあたる。  （３）会計は、会費の徴収、その他事業にかかわる財産を管理する。  （会議）  第7条  （１）総会：本会の総会は、年に１回開催するものとする。  （２）臨時総会：必要があるときは臨時に総会を開催できるものとする。  （３）総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。  （４）総会は、下記の事項について審議し議決する。  1.　事業計画、事業報告  2.　予算、収支決算  3.　役員の選任または解任  4.　会則の変更  5.　解散  6.　その他重要事項  （会費）  第8条　会員は1人年額○円を、○月○日までに本会が指定した方法により納入するものとする。  （退会）  第9条　会員は、退会○ヶ月前に、退会届を会長に提出し退会することができる。  附則  この会則は、令和○年○月○日から施行する。 |